

別表

交付基準

○身体障害者

身体障害区分		対象等級	
視覚障害		1級から4級	
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	該当なし	
	平衡機能障害	3級、5級	
音声言語機能障害		該当なし	
肢体不自由	上肢	1級、2級	
	下肢	1級から6級	
	体幹	1級から3級、5級	
	脳原性の 運動機能障害	上肢機能	1級、2級
		移動機能	1級から6級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障害	心臓機能障害	1級、3級、4級	
	じん臓機能障害	1級、3級、4級	
	呼吸器機能障害	1級、3級、4級	
	ぼうこう又は直腸機能障害	1級、3級、4級	
	小腸機能障害	1級、3級、4級	
	免疫機能障害	1級から4級	
	肝臓機能障害	1級から4級	

○知的障害者 療育手帳の障害の程度欄が「A」の方

○精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方

○要支援高齢者等 介護保険の要支援状態区分で「要支援1」から「要支援2」の方及び  
介護保険の要介護状態区分で「要介護1」から「要介護5」の方

○難病患者 特定医療費(指定難病)受給者、小児慢性特定疾病医療費受給者、指定難病の診断基準を満たしている方、一般特定疾患医療受給者及び関節リウマチの方

○妊産婦 原則として妊娠7ヶ月から産後1年の範囲内で必要と認められる期間  
多胎児の場合、原則妊娠6ヶ月から産後2年の範囲内で必要と認められる  
期間(いずれの場合も、出産後は、乳幼児を同伴する場合に限る。)

○傷病人 1年の範囲内で必要と認められる期間  
(医師の診断書、意見書、通院証明いずれかの提出又は様式第3号の医師記入欄に必要事項が記入されている場合)